

岩手沿岸南部広域環境組合公告第2号

(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に係る「実施方針」の公告について

本組合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第5条第3項の規定により(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に係る「実施方針」を別添のとおり公告する。

平成19年6月15日

岩手沿岸南部広域環境組合

管理者 釜石市長 小沢 和夫

なお、別添「実施方針」は、当組合事務局及び「大船渡市市民生活環境課」「陸前高田市市民環境課」「大槌町清掃事業所」「住田町町民生活課」にて閲覧できるようにしてあります。